



大津市公報

平成 26 年 4 月 1 日
号外 (第 27 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

67	大津市職員宿舍貸与規則.....	1
68	大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	2
69	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則.....	2
70	大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則.....	12
71	大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則.....	12
72	大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則.....	12

規 則

大津市職員宿舍貸与規則を公布する。
平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第67号

大津市職員宿舍貸与規則

(目的)

第 1 条 この規則は、職員に対して市が借り受けた住居を職員宿舍として貸与することにより、職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本市の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

国等 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

職員 次のア又はイのいずれかに掲げる者をいう。

ア 一般職の職員であって、本市が国等へ派遣し、又は国等から招へいするもの

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる特別職の職にある者

職員宿舍 職員及び主として当該職員の収入により生計を維持する者を居住させるため、市長が民間事業者等から借り受けた住居（その附属物を含む。）をいう。

(貸与の要件)

第 3 条 職員宿舍は、本市が派遣し、若しくは招へいし、又は本市の特別職の職に就任する直前に有していた住所から勤務場所に通勤することが困難であり、かつ、当該勤務場所の通勤圏内に自ら居住するための住居がないと認められる職員であって、市長が特に必要と認めるものに限り、貸与するものとする。

(貸与手続)

第 4 条 職員宿舍の貸与を受けようとする職員は、所定の様式による職員宿舍貸与申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、職員宿舍の貸与を決定したときは、所定の様式による職員宿舍貸与決定通知書により前項の申請書を提出した職員に通知するものとする。

(貸与期間)

第 5 条 職員宿舍の貸与期間は、職員の派遣期間又は任期に応じて市長が定めるものとする。

(使用料等)

第 6 条 職員宿舍の使用料の月額額は、国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号）第13条に規定する使用料の算定方法により算定した額（その額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、月の途中で職員宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月の使用料の額は、日割りにより計算した額とする。

2 職員宿舍の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、前項の使用料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。

電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料（基本料金を含む。）

ごみ及び汚物の処理に要する費用
 共同施設の使用に要する費用
 前各号に掲げるもののほか、被貸与者が負担することが適当と認められる費用
 (使用上の義務)

第 7 条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって職員宿舎を使用しなければならない。

2 被貸与者は、職員宿舎について、次に掲げる行為を行ってはならない。

全部又は一部を第三者に貸し付けること。

生計を異にする者を同居させること。

居住の用以外の用に供すること。

市長の承認を得ずに、模様替え、増改築、工作物の設置その他の工事（軽微なものを除く。）を行うこと。

3 被貸与者は、その責めに帰すべき理由により職員宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、自己の負担においてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員宿舎の明渡し)

第 8 条 被貸与者及びその同居人は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に該当することとなった日から30日以内に職員宿舎を明け渡さなければならない。

職員が退職したとき。

職員が死亡したとき。

職員が通勤圏内で住居を確保したとき。

2 被貸与者は、市長が、前条の規定に違反する事実で職員宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を付してその是正を命じた場合において、その期限までに命令に従わなかったときは、直ちに当該職員宿舎を明け渡さなければならない。

3 被貸与者（その同居人を含む。）が前2項の規定に違反して職員宿舎を明け渡さないときは、その者は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間について、本市が支弁した職員宿舎の借上げに要する費用その他必要な費用の額を損害賠償金として支払わなければならない。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、職員宿舎の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第68号

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則（昭和46年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

大津市職員宿舎貸与規則（平成26年規則第67号）第 2 条第 3 号に規定する職員宿舎の貸与を受けてこれに居住している職員

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第16条を削る。

第15条中「第31条」を「第30条」に改め、同条を第16条とする。

第13条及び第14条を削り、第12条を第15条とする。

第11条第1項中「様式第2号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第3号」を「様式第6号」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項第2号を次のように改める。

市が別に指定するごみ袋に入れて排出すること。ただし、紙ごみについては、紐でくくって排出すること。
第10条第1項第3号に次のただし書を加え、同条を第13条とする。

ただし、排出する家庭廃棄物が再生資源になるものであるときは、この限りでない。

第9条第1号中「有害性のある」を「条例第28条第1項第1号に掲げる」に改め、同条第2号中「危険性のある」を「条例第28条第1項第2号に掲げる」に改め、同条第3号中「爆発性、発火性、引火性のある」を「条例第28条第1項第3号に掲げる」に改め、同条第4号中「著しく悪臭を発する」を「条例第28条第1項第4号に掲げる」に改め、同条第5号を次のように改め、同条を第12条とする。

条例第28条第1項第7号に掲げる一般廃棄物 次のア及びイに定めるもの

ア 広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成15年環境省告示第131号）で定めるもの

イ アに定めるもののほか、市の処理施設において処理することが困難なものとして市長が別に定めるもの

第8条の見出しを「（美化活動等による廃棄物の収集）」に改め、同条中「自治会、子供会、婦人会等の公共的団体の活動」を「事業者又は公共的団体が行う営利を目的としない美化活動で市長が認めたもの」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 条例第26条第2項に規定する美化活動等による廃棄物の収集を受けようとするものは、あらかじめ、当該美化活動等に伴うごみの収集依頼書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

第7条中「様式第1号」を「様式第3号」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（大津市廃棄物減量等推進審議会）」を付し、第2条の次に次の3条を加える。
（事業用大規模建築物）

第3条 条例第16条の2第1項に規定する規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

（事業系廃棄物管理責任者の届出）

第4条 条例第16条の3の規定による事業系廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、事業系廃棄物管理責任者選任・変更届（様式第1号）により行うものとする。

（事業系廃棄物減量等計画書）

第5条 条例第16条の4第1項の事業系廃棄物減量等計画書の提出は、事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書（様式第2号）により、毎年6月30日までにしなければならない。

第17条から第19条までを次のように改める。

（一般廃棄物の受入基準）

第17条 条例第32条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

条例第28条第1項に規定する排出等の禁止物を搬入しないこと。

一般廃棄物処理計画に従い、廃棄物を適正に分別し、定められた処理施設に運搬すること。

別に市長が定める量を超える量の一般廃棄物を運搬しないこと。

別に市長が定める一般廃棄物にあっては、あらかじめ破碎、切断、圧縮、洗浄等の措置を講じること。

搬入車両等の総重量は8トンまでとし、搬入車両等から廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じること。

処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、市の処理施設における一般廃棄物の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

（事業系一般廃棄物管理票）

第18条 事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする事業者は、1回当たりの搬入量が200キログラムを超えるときは、市長に事業系一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を提出しなければならないものとする。

2 条例第33条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

作成年月日

事業系一般廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名

排出場所の住所及び名称

事業系一般廃棄物の種類及び量

管理票の作成者の氏名及び連絡先

搬入する市の処理施設

事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して市の処理施設に搬入させる場合は、当該一般廃棄物収集運搬業者（以下「受託運搬業者」という。）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名

搬入車両の車両番号及び種類

その他市長が必要と認める事項

- 3 受託運搬業者は、条例第33条第3項の規定により市長に提出する管理票に次に掲げる事項を記載しなければならない。

搬入車両の運転者の氏名及び連絡先

受託年月日

- 4 市長は、管理票が提出されたときは、当該管理票に次に掲げる事項を記載し、当該管理票を提出した者に交付するものとする。

事業系一般廃棄物を受け入れた処理施設の名称

受入年月日

- 5 受託運搬業者は、前項の規定により交付を受けた管理票を排出事業者に回付しなければならない。

（未回付等の報告）

第19条 受託運搬業者に管理票を交付した排出事業者は、その交付した日から1月以内に前条第4項の規定による管理票の回付を受けていないとき、又は事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、事業系一般廃棄物管理票未回付等報告書(様式第7号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

第22条中「そのつど」を「その都度」に改め、同条を第23条とする。

第21条第2項中「様式第7号」を「様式第11号」に改め、同条を第22条とする。

第20条第1項第1号を次のように改める。

事業系一般廃棄物を市の処理施設に定期的に搬入する者であって、事業系一般廃棄物処理手数料後納申請書(様式第8号)により申請を行い、市長の承認を得たもの(以下「後納申請者」という。)は、1月ごとに納入通知書を送付して徴収する。

第20条第1項第2号中「別表第3第3号」を「別表第4号、第5号及び第7号」に改め、「大型ごみ処理手数料券(様式第6号)」を「ごみ処理手数料券(様式第9号)」に改め、同項第3号中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号の承認(以下「後納承認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

廃棄物処理手数料の滞納がないこと。

適正な分別収集ができると認められる者であること。

処理施設の管理者の指示に従った搬入ができると認められる者であること。

第20条に次の4項を加え、同条を第21条とする。

- 3 市長は、後納承認を行った後に、当該承認を受けた者が前項各号のいずれかの要件を満たしていないことが明らかとなったとき、又は満たされなくなったときは、当該承認を取り消すことができる。

- 4 家庭廃棄物及び特定家庭用機器廃棄物の収集を受けようとする者は、当該収集を受けようとする廃棄物にごみ処理手数料券を貼り付けておかななければならない。

- 5 ごみ処理手数料券を購入した者は、未使用のごみ処理手数料券について、廃棄物処理手数料還付申請書(様式第10号)により、既納の廃棄物処理手数料の還付を申請することができる。

- 6 市長は、前項の規定による申請があった場合において、転居その他正当な理由があると認めるときは、既納の廃棄物処理手数料を還付するものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）

第20条 条例第39条第1項の規定により市の処理施設において一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、法第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に規定する廃棄物のうち、分離分別が困難な廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずで、市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認めるものとする。

- 2 第17条の規定は、条例第39条第2項において準用する条例第32条第1項の規定により市が処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする場合における当該産業廃棄物の受入基準について準用する。

別表を削る。

様式第4号及び様式第5号を削る。

様式第7号中「(第21条関係)」を「(第22条関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第6号中「(第20条関係)」を「(第21条関係)」に、「大型ごみ処理手数料券」を「ごみ処理手数料券」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号 (第21条関係)

廃棄物処理手数料還付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

印

T E L

ごみ処理手数料券の還付を受けたいので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第21条第5項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 還付申請額 円 (枚)
- 2 ごみ処理手数料券の購入日 年 月 日
- 3 還付金の振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 支店 農 協		
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

未使用のごみ処理手数料券を裏面に添付すること。

様式第3号中「(第11条関係)」を「(第14条関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第11条第2項」を「第14条第2項」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第 7 号 (第 19 条関係)

事業系一般廃棄物管理票未回付等報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

排出事業者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

T E L

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第 19 条の規定により、次のとおり報告します。

収 集 運 搬 業 者 名	
管 理 票 発 行 年 月 日	
廃 棄 物 の 種 類 ・ 量	
未 回 付 等 の 原 因 ・ 経 過	
排 出 事 業 者 の と っ た 措 置	
添 付 書 類	管理票 (A 票) の写し

様式第 8 号 (第 21 条関係)

事業系一般廃棄物処理手数料後納申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

T E L

F A X

事業系一般廃棄物の処理手数料を後納したいので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者 分 類	1 排出事業所 (業種) 2 一般廃棄物収集運搬業者 3 その他 ()
搬入する市の処理施設	
廃 棄 物 の 内 容	
搬 入 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
市の処理施設への年間 搬入回数及び予定量	回 (台) トン

添付書類：申請者が一般廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

様式第 2 号中「(第 11 条関係)」を「(第 14 条関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第 11 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 1 号中「(第 7 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改め、同様式を様式第 3 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号 (第 11 条関係)

美化活動等に伴うごみの収集依頼書

年 月 日

(宛先)
 大津市長

住 所
 氏 名 印
 T E L
 F A X

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 26 条第 2 項に定められた市民の美化活動その他規則で定める公共的な活動の実施に伴うごみの収集を依頼します。

実 施 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
	1 年間にわたり計画的に実施 (年間計画を添付すること。)
実 施 場 所	大津市
活 動 内 容	清掃等の美化活動 その他 () 事業名等 ()
ごみの種類及び量	燃やせるごみ () 袋 かん 袋 びん 袋 ペットボトル 袋 燃やせないごみ () 袋 その他 () 袋
ごみ集積場所	大津市
収 集 希 望 日	年 月 日 (曜日)
	1 年間にわたり計画的に実施 (年間計画を添付すること。)
連 絡 先	依頼者と同じ
	依頼者と異なる場合 住 所 氏 名 T E L

附則の次に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

事業系廃棄物管理責任者選任・変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

所有者等 住 所

氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

T E L

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3の規定により届け出ます。

建 築 物	名 称	
	所 在 地	
廃棄物管理責任者	氏 名	
	部 署 ・ 役 職 名	
	住 所 (所 在 地)	電 話
	選任 (変 更) の 年 月 日	年 月 日
	備 考	

廃棄物管理責任者を変更した場合は、速やかにその旨を届け出てください。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(表)
事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所有者等 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)
T E L

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の4の規定により届け出ます。

年度					
建 築 物	名 称				
	所 在 地				
	事業の用に供する部分の 床面積の合計	平方メートル			
	構 造	造 地下 階 地上 階建て			
	事業用途の内訳	用途	数	床面積 (平方メートル)	建物内で働いている人の総数
	廃棄物の保管場所	箇所	平方メートル		
	再資源化できる廃棄物の 保管場所	箇所	平方メートル		
廃棄物管理責任者	氏 名				
	住 所 (所在地)	電話 -			

保管場所が分かる位置図を添付してください。

(裏)

建物から出る事業系一般廃棄物	前年度	総発生量	トン
		うち	市の処理施設へ搬入 トン
			資源化 トン
	発生の抑制及び資源化への取組み ごみの種類や量等、具体的に記載してください。 (例：紙ごみについて、5 tを資源化した)		
今年度計画	前年度	総発生量	トン
		うち	市の処理施設へ搬入 トン
			資源化 トン
	発生の抑制及び資源化への取組み ごみの種類や量等、具体的に記載してください。 (例：紙ごみについて、5 tを資源化した)		

ごみ量が前年度と比べて大幅増減する場合は、その理由を次から選んでください。

- 1 テナントが増えた(減った)ため
- 2 事業を拡張(縮小)したため
- 3 増改築をしたため
- 4 ごみ量の把握方法を変更したため
- 5 その他(具体的に記入してください。)

{ }

附 則

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則様式第 6 号の規定による大型ごみ処理手数料券は、当分の間、改正後の様式第 9 号のごみ処理手数料券として使用することができる。

大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第70号

大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

大津市企業立地促進条例施行規則（平成18年規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 公的インキュベーション施設発立地促進助成金の項中「年額300千円（月額25千円）」を「月額25千円又は事業所賃借料の月額の 2 分の 1 に相当する額のいずれか少ない額」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第71号

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則（平成16年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第14号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第72号

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 土地開発公社の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。